

難病・小慢DBシステム説明動画

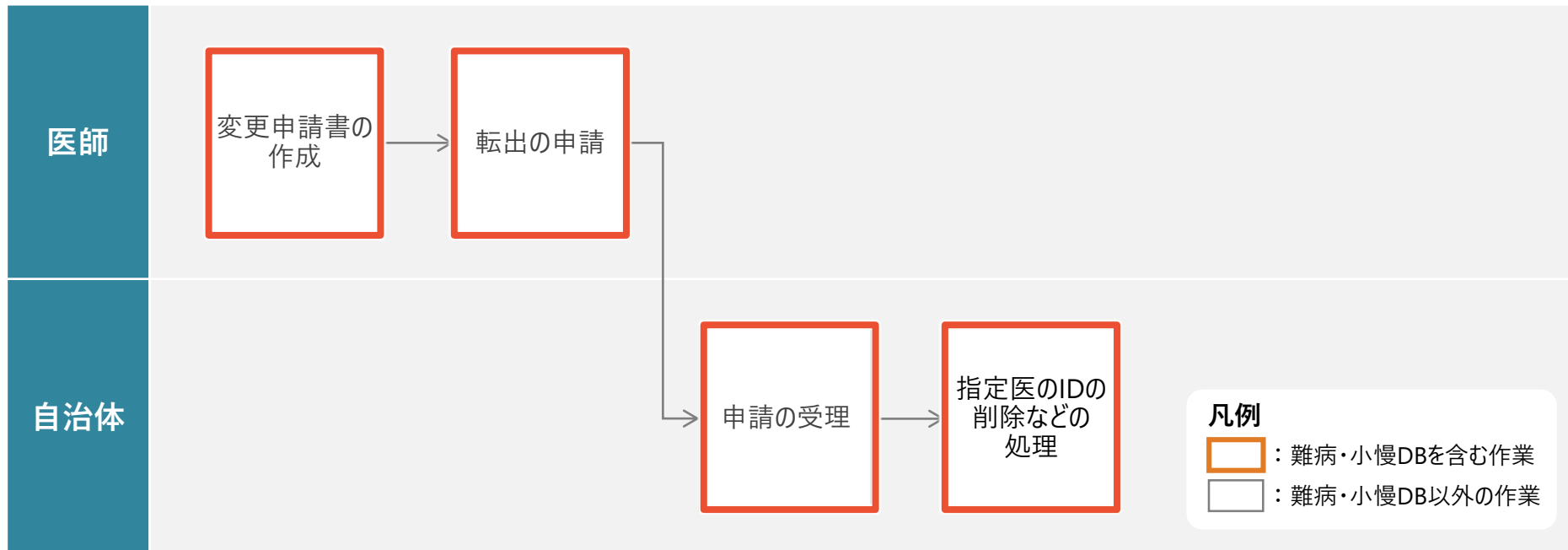
(共通編) 医療機関用

3. 指定医IDの払い出し

④ 転出の場合

この動画では、医療機関の方を対象として、指定医が転出する場合の作業の流れについて説明します。

指定医が転出する場合の作業の流れ



注 医療機関や自治体によりフローが異なる場合があります。

指定医が転出する場合の作業の流れについて説明します。
医師は、自治体に転出を申請します。申請については、各自治体に従ってください。
自治体にて難病・小慢DBの指定医IDの削除などを行います。

難病・小慢データベース利用者 お問い合わせ窓口

電話：0120-764-450

(受付時間は、厚生労働省開庁日の午前9時から、午後5時まで)

メール：nanbyousyouman.db.ec@hitachi-systems.com

【メールでのお問い合わせ時のお願い事項】

- メールでのお問い合わせ時は下記の情報をお問い合わせ内容と併せてご提供をお願いいたします。(お問い合わせ者の所属する公共団体名、公共団体コード、医療機関名、医療機関コード)
- メールでのお問い合わせ時は、セキュリティの観点から、メールにファイルを添付しないでください。

以上で、指定医が転出する場合の作業の流れの説明は終了です。
難病・小慢DBに関するお問い合わせは、上記の難病・小慢データベース利用者お問い合わせ窓口までお願いいたします。